

令和6年度 部活動地域移行検討委員会 委員名簿

番号	役職	氏名	所属	役職
1	委員	水野 晴雅	犬山市スポーツ協会	事務局長
2	委員	後藤 栄吉	城東小学校	校長
3	委員	高木 順二	犬山中学校	校長
4	委員	高木 潔	城東中学校	校長
5	委員	間部 克敏	南部中学校	校長
6	委員	小竹 摩記	東部中学校	校長
7	委員	浅岡 正視	南部中学校	市P連会長

犬山市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適當と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特例）

第4条 第2条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 特別又は専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長等が適當と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、特別又は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特別又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（守秘義務）

第7条 附属機関の委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

別表第2（第2条関係）

教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市部活動地域 移行検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、学校における部活動の地域移行に関する国や提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。	10人以内	審議期間

犬山市部活動地域移行検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成28年条例第36号）第8条の規定に基づき、犬山市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) スポーツ団体又は文化団体の関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

休日合同部活動について

別紙 2-1

R6.8.20

○ 活動開始日

- ・ 後期から開始とする。開始日は 10月26日（土）または27日（日）とする。

○ 活動日

- ・ 原則毎月第2週と第4週の土曜日または日曜日のどちらかで実施。（最大月2回）

○ 活動場所

- ・ 市内4中学校を1ブロックまたは2ブロックに分け、原則市内中学校での活動とし、固定とする。
- ・ 水泳部は、4月から9月は学校プールで、10月から3月はフロイデで活動する。
- ・ 剣道部は、通年、犬山市武道場で活動する。
- ・ サッカーチームは、コートがとれる南部中学校と東部中学校で活動する。

○ 活動場所までの移動手段

- ・ 他校で活動する場合は自転車での登下校を可とする。

		犬山中	城東中	南部中	東部中	活動場所
水泳	男女	▲	▲	▲		犬山 or フロイデ
軟式野球		▲	▲		▲	犬山
剣道	男女	▲		▲		犬山市武道館
卓球	男	▲	▲	▲		城東
	女	▲	▲		▲	城東
サッカー		☆	★	☆	★	☆：南部 ★：東部
ソフトテニス	男	●		■	■	●：犬山 ■：南部 (東部：硬式テニス)
	女	●		■		
バレーボール	男	▲	▲	▲		南部
	女	●	●	■	■	●：犬山 ■：南部
ソフトボール		▲	▲	▲	▲	城東
バスケットボール	男	●	●	■	■	●：犬山 ■：東部
	女	●	●		■	●：犬山 ■：東部
ハンドボール	男		▲		▲	東部
	女		●			城東



部活なし



(北部ブロック)

犬山・城東



(南部ブロック)

南部・東部



(市内ブロック)



(その他)

休日合同部活動 月別活動計画(10月～12月)

別紙2-2

10月			犬山中		城東中		南部中		東部中		
			体育館	運動場など	体育館	運動場など	体育館	運動場など	体育館	運動場など	
12	土		AM		AM		AM		AM		
			PM		PM		PM		PM		
13	日		AM		AM		AM		AM		
			PM		PM		PM		PM		
26	土	資源回収(羽東) ぬいぐるみお泊まり会(図書館)	AM	女バレ(犬・城) 男女テニス(犬)	野球(犬・城・東)	ソフト(4中)	AM	男バレ(犬・城・南) 女バレ(南・東)	男テニス(南・東) サッカー(犬・南)	AM	男バスケ(南・東) 硬式テニス(東)
			PM	男バスケ(犬・城)		PM	男卓球(犬・城・南)	PM		PM	女バスケ(南・東)
27	日		AM	女バスケ(犬・城)		AM		AM	女テニス(南)	AM	ハンド(城・東)
			PM		PM		PM		PM		

11月			犬山中		城東中		南部中		東部中		
			体育館	運動場など	体育館	運動場など	体育館	運動場など	体育館	運動場など	
9	土	授業参観(東) 県駅伝大会【中】 造形まつり(幼稚園) 仲良しわんスポ交流会	AM	女バスケ(犬・城) 男女テニス(犬)	野球(犬・城・東)	ソフト(4中)	AM	男バレ(犬・城・南) 女バレ(南・東)	男テニス(南・東) サッカー(犬・南)	AM	女バスケ(南・東) 硬式テニス(東)
			PM	女バレ(犬・城)		PM	男卓球(犬・城・南)	PM		PM	ハンド(城・東)
10	日	あつまれいぬやまっこ！ うきうき大行進	AM	男バスケ(犬・城)		AM		AM	女テニス(南)	AM	男バスケ(南・東)
			PM		PM		PM		PM		
23	土	勤労感謝の日 斎藤惇夫氏講演会(図書館)	AM	男バスケ(犬・城)	野球(犬・城・東)	ソフト(犬・城)	AM	男バレ(犬・城・南) 女バレ(南・東)		AM	ハンド(城) サッカー(城・東)
			PM	女バスケ(犬・城)		PM	男卓球(犬・城・南)	PM		PM	
24	日		AM	女バレ(犬・城)		AM		AM		AM	
			PM		PM		PM		PM		

休日合同部活動 月別活動計画(10月～12月)

別紙2-2

12月			犬山中			城東中			南部中			東部中		
				体育館	運動場など		体育館	運動場など		体育館	運動場など		体育館	運動場など
7	土	市音楽会 授業参観資源回収(城中・東中) 愛知駅伝 歴史セミナー(図書館)	AM	女バレ(犬・城) 男女テニス(犬)		AM			AM	男バレ(犬・城・南) 女バレ(南・東)		AM	ハンド(城・東)	
			PM	男バスケ(犬・城)		PM			PM			PM	男バスケ(南・東)	
8	日		AM	女バスケ(犬・城)	野球(犬・城・東)	AM	男卓球(犬・城・南)		AM		女テニス(南)	AM	女バスケ(南・東)	
			PM			PM			PM			PM		
21	土		AM	女バスケ(犬・城)	野球(犬・城・東)	AM	女卓球(犬・城・東)	ソフト(4中)	AM	男バレ(犬・城・南) 女バレ(南・東)	男テニス(南・東) サッカー(犬・南)	AM	男バスケ(南・東)	硬式テニス(東)
			PM	女バレ(犬・城)		PM	男卓球(犬・城・南)		PM			PM	女バスケ(南・東)	
22	日		AM	男バスケ(犬・城)		AM			AM		女テニス(南)	AM	ハンド(城・東)	
			PM			PM			PM			PM		

令和6年9月吉日

保護者の皆様

犬山市教育委員会

犬山市立中学校部活動における休日合同運動部活動実施について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市ではスポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインに従い、令和8年度9月からの犬山市立中学校部活動の休日の活動について地域クラブへの移行を目指しております。

つきましては、令和6年3月配付の文書にてお知らせしました地域移行のスケジュールに沿い、下記のように後期からすべての運動部活動で休日合同部活動を実施してまいりますので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 休日合同運動部活動の実施について

(1) 活動開始日

- ・ 10月15日（火）から始まる後期から休日合同運動部活動を開始します。
- ・ 初回開始日は10月26日（土）または27日（日）です。

(2) 活動日

- ・ 原則毎月第2週と第4週の土曜日または日曜日のどちらかで実施します。（最大月2回）

(3) 活動場所【裏面・活動場所参照】

- ・ 市内4校の中学校を1ブロックまたは2ブロックに分け、原則市内中学校での活動とします。
- ・ 水泳部は、4月から9月は犬山中学校のプールで、10月から3月はフロイデのプールで活動します。
- ・ 剣道部は、通年、犬山市武道場で活動します。

(4) 指導者について

- ・ 複数校が合同で部活動を行うため、場合によっては、自校の顧問や部活動指導員ではなく、他校の顧問や部活動指導員が指導をすることがあります。

(5) 活動場所までの移動手段

- ・ 他校で活動する場合は自転車での登下校を可とします。（保護者の自家用車による送迎も可）

2 休日合同運動部活動参加希望票の提出について

休日合同運動部活動への参加は任意となります。また、休日合同運動部活動においては、平日所属している部活動以外の種目に参加することを可とします。そこで、種目ごとの参加人数を把握するため、休日合同運動部活動に参加を希望するお子さんの保護者は、別紙「参加意思確認のお知らせ」をご参照いただき、「学校名・氏名・参加部活動名」をご記入の上、参加希望票のご提出をお願いいたします。

3 部活アプリの登録手続きについて

休日合同運動部活動では、各校の教員が出欠を確認する必要があります。そこで、本年度は専用の部活アプリ「クラブマネージャー」を導入し、このアプリによる出欠確認を行いたいと思います。休日合同運動部活動参加希望票をご提出いただいた保護者の皆様には、別紙「部活アプリ『クラブマネージャー』ご登録のご案内」をご参照いただき、登録手続きを進めてくださいますようお願い申し上げます。尚、本年度につきましては、アプリ登録、利用による保護者の費用負担はありません。

<活動場所>

●：北部ブロック ■：南部ブロック ▲：市内ブロック ☆・★：その他

種 目		犬山中	城東中	南部中	東部中	活動場所
水 泳	男女		▲			犬山 or フロイデ
軟式野球			▲		▲	犬山
剣 道	男女	▲		▲		犬山市武道館
卓 球	男		▲			城東
	女		▲		▲	城東
サッカー		☆	★	☆	★	☆：南部 ★：東部
ソフトテニス	男	●		■		●：犬山 ■：南部
	女			■		(東部：硬式テニス)
バレーボール	男		▲			南部
	女	●		■		●：犬山 ■：南部
ソフトボール			▲			城東
バスケット ボール	男	●		■		●：犬山 ■：東部
	女	●		■		●：犬山 ■：東部
ハンドボール	男		▲		▲	東部
	女		●			城東

4 今後の地域移行のスケジュール

令和7年9月より

- 令和6年10月から休日の合同運動部活動として実施している運動部活動の中で、可能な合同運動部活動は地域クラブ（部活動指導員のみによる指導）に移行します。地域クラブについて、子どもの参加は任意とし、技術向上の場とします。

令和8年9月より

- すべての合同運動部活動で、休日の活動を地域クラブに移行します。休日の活動は、部活動を運営する学校から、地域クラブを運営する事務局へ運営主体を移行し、地域クラブの活動や環境整備を進めます。

5 その他

- 合同部活動におけるけがや、登下校時の事故等に対する保障につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が利用できます。
- 平日と第1、第3土日の部活動については、これまで通り自校で実施します。
- 吹奏楽部の地域移行については、現在実施に向けて検討を進めているところです。詳細がまとまりましたらお知らせいたします。

令和6年度 市内中学校部活動指導者一覧（運動部）

R6.7.25 時点

対象部活動数：44

市制度型：24人

国制度型：17人

空き枠：3

別紙3

	犬山中	城東中	南部中	東部中
水泳	●	☆	●	
軟式野球	●複	☆複		☆複
剣道	☆		☆複	
卓球（男）	R6は国型で募集	☆	●	
卓球（女）	国型で雇用予定	●		●複
サッカー	☆	●	●	☆複
ソフトテニス（男）	●		●複	●複
ソフトテニス（女）	☆		●	
バレーボール（男）	●複	☆	●	
バレーボール（女）	☆	●複	☆	●
ソフトボール	●複	☆	R6は国型で募集	☆（3月末退任）
バスケットボール（男）	●	●	●	●複
バスケットボール（女）	☆複	☆	●	☆複
ハンドボール（男）		R6は国型で募集		●複
ハンドボール（女）		R6配置を希望しない		
●(市・委嘱)外部指導者		☆(国・雇用)指導員		

令和6年度当初予算 市制度型(委嘱)：24人分 国制度型(雇用)：20人分

令和5年度に名称変更。市制度型を「部活動外部指導者」に、国制度型を「部活動指導員」とする。

※市制度型は継続の方のみで、新たな募集は国制度型のみとしている。